

笠間市告示第 391 号

令和元年第 4 回笠間市議会定例会を、次のとおり招集する。

令和元年 11 月 25 日

笠間市長 山口 伸 樹

1 期 日 令和元年 12 月 2 日 (月)

2 場 所 笠間市議会議場

令和元年第4回笠間市議会定例会会期日程

月 日	曜 日	会 議 名	議 事
1 2 月 2 日	月	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 請願・陳情（付託） 議案上程・提案理由説明 質疑・討論・採決（議案の一部） 〔一般質問通告締切（午前中）〕 〔議案質疑通告締切（午後5時）〕
1 2 月 3 日	火	休 会	議案調査
1 2 月 4 日	水	本会議	会議録署名議員の指名 議案質疑・委員会付託 〔議会運営委員会開催〕
1 2 月 5 日	木	休 会	常任委員会（総務産業・教育福祉）
1 2 月 6 日	金	休 会	常任委員会（建設土木）
1 2 月 7 日	土	休 会	
1 2 月 8 日	日	休 会	
1 2 月 9 日	月	本会議	会議録署名議員の指名 一般質問
1 2 月 1 0 日	火	本会議	会議録署名議員の指名 一般質問
1 2 月 1 1 日	水	本会議	会議録署名議員の指名 一般質問 〔討論通告締切（午前中）〕
1 2 月 1 2 日	木	休 会	議事整理
1 2 月 1 3 日	金	本会議	各委員会委員長報告 質疑・討論・採決（議案の一部） 閉会 〔全員協議会開催〕

令和元年第4回
笠間市議会定例会会議録 第1号

令和元年12月2日 午前10時00分開会

出席議員

議長	22番	飯田正憲	君
副議長	13番	石田安夫	君
	1番	坂本奈央子	君
	2番	安見貴志	君
	3番	内桶克之	君
	4番	田村幸子	君
	5番	益子康子	君
	7番	林田美代子	君
	8番	田村泰之	君
	9番	村上寿之	君
	10番	石井栄	君
	11番	小松崎均	君
	12番	畑岡洋二	君
	14番	藤枝浩	君
	15番	西山猛	君
	16番	石松俊雄	君
	17番	大貫千尋	君
	18番	大関久義	君
	19番	市村博之	君
	20番	小藺江一三	君
	21番	石崎勝三	君

欠席議員

6番 中野英一 君

出席説明者

市	長	山口伸樹	君
副	市長	近藤慶一	君
教	育長	今泉寛	君

市長公室長	中村公彦君
総務部長	石井克佳君
市民生活部長	金木雄治君
保健福祉部長	下条かをる君
産業経済部長	古谷茂則君
都市建設部長	吉田貴郎君
上下水道部長	横手誠君
市立病院事務局長	後藤弘樹君
教育次長	小田野恭子君
消防次長	堂川直紀君
笠間支所長	岡野洋子君
岩間支所長	伊勢山裕君

出席議会事務局職員

議会事務局長	渡辺光司
議会事務局次長	堀越信一
次長補佐	松本光枝
係長	神長利久
主幹	塩田拓生

議事日程第1号

令和元年12月2日（月曜日）

午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 請願・陳情について
- 日程第5 報告第7号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）
- 報告第8号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第6 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて
- 諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて
- 諮問第6号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて

- 諮問第 7号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて
- 日程第7 議案第 97号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第 98号 北山公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第 99号 笠間市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第100号 あたご天狗の森スカイロッジの設置、管理及び運営に関する条例を廃止する条例について
- 日程第11 議案第101号 笠間市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について
- 日程第12 議案第102号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第13 議案第103号 字の区域の変更について
- 日程第14 議案第104号 指定管理者の指定について（笠間市地域交流センターいわま）
 議案第105号 指定管理者の指定について（笠間駅北口自転車駐車場）
 議案第106号 指定管理者の指定について（笠間駅北口駐車場）
 議案第107号 指定管理者の指定について（稲田駅前自転車駐車場）
 議案第108号 指定管理者の指定について（稲田駅前駐車場及び福原駅前駐車場）
 議案第109号 指定管理者の指定について（笠間市児童館）
- 日程第15 議案第110号 笠間・水戸環境組合の解散について
 議案第111号 笠間・水戸環境組合の解散に伴う財産等の処分について
 議案第112号 笠間市等公平委員会規約の一部変更に関する協議について
- 日程第16 議案第113号 令和元年度笠間市一般会計補正予算（第4号）
 議案第114号 令和元年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
 議案第115号 令和元年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
 議案第116号 令和元年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第3号）
 議案第117号 令和元年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
 議案第118号 令和元年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
 議案第119号 令和元年度笠間市立病院事業会計補正予算（第3号）
 議案第120号 令和元年度笠間市水道事業会計補正予算（第3号）
 議案第121号 令和元年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第3号）

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 請願・陳情について
- 日程第5 報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）
報告第8号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第6 諮問第4号 権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて
諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて
諮問第6号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて
諮問第7号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて
- 日程第7 議案第97号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第98号 北山公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第99号 笠間市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第100号 あたご天狗の森スカイロッジの設置、管理及び運営に関する条例を廃止する条例について
- 日程第11 議案第101号 笠間市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について
- 日程第12 議案第102号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第13 議案第103号 字の区域の変更について
- 日程第14 議案第104号 指定管理者の指定について（笠間市地域交流センターいわま）
議案第105号 指定管理者の指定について（笠間駅北口自転車駐車場）
議案第106号 指定管理者の指定について（笠間駅北口駐車場）
議案第107号 指定管理者の指定について（稲田駅前自転車駐車場）
議案第108号 指定管理者の指定について（稲田駅前駐車場及び福原駅前駐車場）
議案第109号 指定管理者の指定について（笠間市児童館）

- 日程第15 議案第110号 笠間・水戸環境組合の解散について
議案第111号 笠間・水戸環境組合の解散に伴う財産等の処分について
議案第112号 笠間市等公平委員会規約の一部変更に関する協議について
- 日程第16 議案第113号 令和元年度笠間市一般会計補正予算（第4号）
議案第114号 令和元年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
議案第115号 令和元年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第116号 令和元年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第3号）
議案第117号 令和元年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
議案第118号 令和元年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
議案第119号 令和元年度笠間市立病院事業会計補正予算（第3号）
議案第120号 令和元年度笠間市水道事業会計補正予算（第3号）
議案第121号 令和元年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第3号）

午前10時00分開会

開会の宣告

○議長（飯田正憲君） 皆さんおはようございます。

ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は20名であります。

本日の欠席議員は、6番中野英一君、19番市村博之君でございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年第4回笠間市議会定例会を開会いたします。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により、出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、資料のとおりでございます。

市長挨拶

○議長（飯田正憲君） これより、市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 令和元年第4回笠間市議会定例会の開会に当たりまして、一言ご

挨拶を申し上げます。

議員各位には、公私ともご多忙のところ、定例会にご出席を賜り、御礼を申し上げる次第でございます。

私のほうから、最近の国、県、市の動向について、ご報告をさせていただきたいと思っております。

国は、先月8日に、一連の豪雨・暴風被害に対する包括的な支援策「被災者の生活と生業の再建に向けた対策パッケージ」を閣議決定をいたしました。これは、応急的な住まいの確保や地域鉄道の代行バスの運行や、被災鉄道の復旧支援、中小企業向けのグループ補助金等による寄り添い型支援、農業の経営再建策などが盛り込まれたところであります。

このような動きに対して、県では、先月19日に県議会臨時会が開催され、令和元年台風第15号及び19号による被害からの復旧や復興に向けて、被災された農業者に対する農業用施設の再建や中小企業者の事業再開等に向けた信用保証料の補助など、345億5,900万円の補正予算案が可決されたところです。

本市といたしましても、ハウレンソウやコマツナなどの農作物やビニールハウスなどの農業用施設等への被害が深刻であることから、これらに対する支援等につきまして、県と連携、迅速に対応していくことにより、災害からの早期復旧を着実に進めてまいります。

2020年度から5年間の国の地方創生の基本的方向をまとめた新総合戦略の骨子が、11月22日に、まち・ひと・しごと創生会議で示されたところであります。骨子案には、人工知能AIやドローンなど先端技術を活用して、少子高齢化、過疎化といった地域課題の解決や生活の利便性向上を目指す目標値を設定することなどが柱となっております。

取り組みの方向性としては、地方への移住定住の促進、地方へつながりの強化として関係人口の創出、拡大、税の軽減効果拡大による企業版ふるさと納税の活用などが、主要施策として盛り込まれています。これらを踏まえて、本市の実情に応じた笠間市創生総合戦略の改定に取り組んでまいります。

また、国では現在、2019年度補正予算案について、一連の自然災害の復旧復興の加速や新たな経済対策などの取りまとめを進めております。今年度の補正予算案と来年度予算案に必要な費用を計上することと聞いております。

また、先月27日には、茨城県市長会、市議会議長会、町村会、町村議会議長会の4団体連絡協議会により、茨城県選出の国会議員に対して、ゴルフ場利用税の現行制度の堅持や収入金課税制度の堅持、地方交付税総額の確保など、地方税財源の充実確保に関する要望を提出をさせていただいたところでございます。

今後、国、県の補正予算や新年度予算に係る事業の概要が明らかになってきます。それぞれの事業の内容をしっかりと見きわめ、情報収集に努めながら、市の事業に反映できるよう取り組みをしてまいりたいと考えております。

次に、市の事業についてのご報告でございます。

まず初めに、市役所本庁舎の改修工事についてでございますが、さきの10月の臨時会で改修工事の契約議案につきまして議決をいただき、再来年3月の全体完了に向けて、今後工事が本格化するところでございます。

まずは、本日12月2日までに、第1弾の改修エリアの一つである1階の窓口担当課が、それぞれ所定の仮設場所への移動が完了しましたので、今後このエリアと今定例会終了後に議会議場において改修工事に入り、来年春の完了を予定しているところでございます。

その後も改修エリアを変えながら進めていくこととありますが、工事期間中は、議員の皆様を初め来庁される皆様に、少なからずご不便をおかけすることになります。できるだけ万全を期しながら対応をしていく考えでございますので、ご理解とご協力をお願いを申し上げます。

次に、台湾交流の状況についてでございますが、笠間市台湾インバウンド推進協議会によりますと、本年4月から10月末現在で、台湾からの来訪者は延べ820人となっております。昨年1年間の来訪者は763人を大幅に上回っている状況となっております。本年秋には、台北市との交流として、双方の菊まつりの視察が行われ、台北市の菊展視察の際に、本市から、菊栽培技術の交流と両市の菊まつりへの誘客促進に関する提案書を提出し、今後は両市の共通点の菊を契機として新たな交流を図っていくこととしております。

台湾交流につきましては、観光やスポーツに加え、食文化においても交流が進んでいるところでございます。今後につきましては、台北市からの職員派遣を受け入れる人事交流についても検討しながら、互いに有益な関係を構築してまいりたいと考えております。

さらには、水戸市や大洗町など周辺自治体との広域的な連携を図ることで、交流の拡大も図ってまいりたいと考えております。

次に、道の駅の進捗状況についてでございますが、令和3年秋のオープンに向けて、10月24日に土地収用法に基づく事業認定を受けて、現在、事業用地の取得を進めており、11月末現在で事業用地の約8割の契約を締結しております。

また、国は、地域活性化の拠点となり、今後の重点支援で効果的な取り組みが期待できる道の駅を、重点道の駅として選定するとしています。道の駅の取り組みは、地域の活性化を具体的に実現するために極めて有力な手段でもあることから、その選定に向けた取り組みを進めるほか、飲食テナントの公募や管理運営計画の策定、事業用地の造成工事発注業務などを進め、周辺工事も含めて本格的な整備に着手をしてまいりたいと考えております。

次に、マイナンバーカードについてでございますが、10月末における交付枚数については9,793件で、率にして12.8%となっており、全国平均14.3%よりも若干低い状況にございます。

国においては、マイナンバーカードの普及に向けた総合的な対策として、2020年9月にはマイナンバーカードを活用した新たなポイント還元制度の実施や、2021年3月からは健

康保険証として使えるようにするなどが予定をされております。

市は、これまでもマイナンバーカード取得の呼びかけを行ってきましたが、11月からは、笠間支所、岩間支所でのカード申請手続補助やマイキー I D 設定支援コーナーの設置、期間限定になりますが、コンビニ交付手数料の減額などを行い、さらなる普及と活用に向けて取り組んでいるところでございます。

次に、原子力災害対応訓練についてでございますが、今年21日に石井地区の旧笠間市役所において、笠間市原子力災害広域避難計画に基づく避難訓練を、茨城県と連携して実施いたします。

訓練は、関係機関と協力して、情報伝達や避難誘導、避難退域時検査スクリーニングなどを予定しており、緊急時対応力の強化や災害に対する防災体制の確立、防災意識の高揚を図り、避難計画の実効性の向上を図っていきたいと考えております。

次に、ことしで14回目を迎える、かさま陶芸の里ハーフマラソン大会についてでございます。

今年15日に、笠間芸術の森公園を会場に開催を予定しております。この大会につきましては、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会において、ホストタウンとなっているエチオピアの英雄アベベ・ビキラ氏をたたえるメモリアル大会として開催することといたしました。アベベ・ビキラ氏は、前回の東京オリンピックで、マラソン初の2連覇に輝いた金メダリストとしてご存じのことと思います。

エチオピアとの交流につきましては、これまでも消防車両等の寄贈や中学校駅伝大会への選手の参加、エチオピアフェスティバルの開催など、さまざまな交流を行ってまいりました。

この大会には、エチオピアから、オリンピックメダリストなどの陸上競技連盟の方々や駐日大使館の関係者などが来訪予定となっており、歓迎会も予定をしているところでございます。

また、今年21日には、市内中学校陸上部の生徒3名と指導者をエチオピアの首都に派遣し、本場の練習や指導方法の取得や現地学校への体験入学などにより、さらなる交流を深めてまいりたいと考えております。

最後に、提出議案等についてのご説明でございます。

今回の補正予算関係の議案等につきましては、令和元年度笠間市一般会計補正予算（第4号）を初めとする9会計の補正予算案を上程するものであります。

今回の一般会計補正予算（第4号）についてであります。まず歳入におきましては、歳出補正関連の国県支出金や市債などを補正するものであります。

歳出の主なものについて申し上げますと、小中学校指導書整備事業、台風19号の被害に伴う災害復旧事業、拠点避難所となっております友部中学校体育館トイレ改修事業などを中心に編成をしているところでございます。

その結果、今回の補正予算の総額は3億3,871万4,000円の増額補正となり、補正後の一般会計の予算規模は319億9,850万9,000円となります。後ほど詳しくご説明申し上げますので、慎重なる審議の上、議決を賜りますようお願いを申し上げ、挨拶いたします。

○議長（飯田正憲君） 19番市村博之君が着座いたしました。

開議の宣告

○議長（飯田正憲君） 直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（飯田正憲君） 日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、議事日程第1号のとおりといたします。
これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（飯田正憲君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、11番小松崎 均君、12番畑岡洋二君を指名いたします。

会期の決定について

○議長（飯田正憲君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今期定例会の会期等につきましては、去る11月25日に議会運営委員会を開き、ご審議をいただいております。

ここで議会運営委員会委員長より報告をお願いします。

議会運営委員会委員長畑岡洋二君。

〔議会運営委員長 畑岡洋二君登壇〕

○議会運営委員長（畑岡洋二君） 議会運営委員会から会議の報告をいたします。

当委員会は、11月25日に、令和元年第4回笠間市議会定例会の会議日程等について協議をいたしました。

会期につきましては、資料のとおり、12月2日から13日までの12日間といたします。

初日の12月2日は、会期の決定、請願・陳情の付託、議案の上程、提案理由の説明を受け、議案の一部について質疑、討論、採決を行います。

3日は、議案調査のため、休会といたします。

4日は、議案質疑の後、所管の常任委員会に付託いたします。

5日と6日の2日間は、常任委員会を開催いたします。

一般質問は、9日、10日及び11日の3日間で行います。

12日は、議事整理のため、休会といたします。

最終日の13日は、各委員会に付託された議案等の審査結果を各委員長から報告を受けた後、討論、採決を行い、終了となります。

以上、会期日程についてご報告いたします。

○議長（飯田正憲君） お諮りいたします。

今期定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日12月2日から12月13日までの12日間といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は本日12月2日から12月13日までの12日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、ただいま委員長から報告がありました会期日程表のとおりとありますので、ご了承お願いいたします。

諸般の報告

○議長（飯田正憲君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

地方自治法第180条第2項の規定による専決処分の報告が、法令等に基づく報告事項として提出されました。資料配付により報告にかえることをご了承願います。

次に、議会閉会中の議員派遣についてですが、笠間市議会会議規則第167条第1項ただし書きの規定により、議長において決定し、議員を派遣いたしました。その内容は資料のとおりでありますので、以上、報告をいたします。

請願・陳情について

○議長（飯田正憲君） 日程第4、請願・陳情についてを議題といたします。

本定例会に提出されました請願・陳情につきましては、文書表を付して、その写しを配信しております。この請願につきましては、請願・陳情文書の表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

報告第7号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）

報告第8号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）

○議長（飯田正憲君） 日程第5、報告第7号及び報告第8号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）の2件を一括議題とします。

紙資料になっております。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 報告第7号及び報告第8号 専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、専決処分について、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

内容につきましては、各担当部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（飯田正憲君） 消防次長堂川直紀君。

〔消防次長 堂川直紀君登壇〕

○消防次長（堂川直紀君） 報告第7号 専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

今回の損害賠償の額を定めることにつきましては、令和元年8月29日に発生しました車両事故に伴うもので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたものでございます。

事故の状況でございますが、消防吏員の運転する公用車が、笠間市安居地内、社会福祉法人やまびこの里福祉会グループホーム敷地内において方向転換をした際に、浄化槽のふたの上にタイヤが乗り、浄化槽のふた及び配管を破損したものでございます。

損害賠償の額でございますが、責任割合は全て市側が100%でございます。市は、相手方へ53万5,700円の支払いを行ったものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 次に、産業経済部長古谷茂則君。

〔産業経済部長 古谷茂則君登壇〕

○産業経済部長（古谷茂則君） 報告第8号 専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

今回の損害賠償の額を定めることにつきましては、令和元年9月9日に発生いたしました台風15号に伴う倒木によるもので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたものでございます。

事故の状況でございますが、台風15号の影響により、笠間市押辺地内の野口池敷地内か

らの木の倒木により、隣接地の笠間市押辺2191番地1にあります事業所の外壁及び屋根を破損させたものであります。

損害賠償の額でございますが、責任割合は全て市側が100%であり、市は相手方へ111万7,800円の支払いを行ったものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

大関議員。

○18番（大関久義君） 専決処分で行っているわけなんですけれども、毎回出てくるわけなんですけれども、こういう形で。例えば、今回の消防車両バックした際に、通常は誰かが誘導するんじゃないかと思うんですが、そういう措置はしていなかったのか、それとも、誘導はしていたんだけど、そこまで気づかなかったという事故だったのか、その辺のところはどうなっているのかお伺いします。

○議長（飯田正憲君） 消防次長堂川直紀君。

○消防次長（堂川直紀君） ただいまの大関議員の質問にお答えいたします。

通常は、消防隊は3名もしくは4名で出動しております。今回の事故に関しましては、避難訓練ということで3名の隊員で行ってまいりました。誘導人もいたんですが、浄化槽のふたが車両の重量に耐えられるかどうかという確認ができておりませんで、ふたの上に乗ってしまっただけで破損させてしまったということでございます。以上です。

○議長（飯田正憲君） 大関議員。

○18番（大関久義君） わかりました。要は、ふたはあったんだけど、いわゆる重量に耐えられるかがわからなかったと。ふたの種類を見れば、大体はわかるんですよ。そういうことで、きちっと今後は、そういうものも含めて、事故のないように努めていただきたいと思います。

ちょっとした心遣いというかな、これ大丈夫なのかなというものであって、そこでとめて行ければ、こういうことがないと思うんですよ。ちょっとした不注意だと思うんです。ですので、なるべくこういうことないように指導をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（飯田正憲君） 消防次長堂川直紀君。

○消防次長（堂川直紀君） ただいまの大関議員のご意見を真摯に受けとめまして、職員のほうを指導していきたいと思っております。以上になります。

○議長（飯田正憲君） 大貫議員。

○17番（大貫千尋君） 毎回、職員がバックして事故をやってしまったとか、何だとかかんだとか、保険で対応するんでしょうが、きちんと気をつけて、そういうことを起こさない職員と、しょっちゅうそういうことをやる職員、これは何か処罰規定というのはあるんですか。

○議長（飯田正憲君） 市長公室長中村公彦君。

○市長公室長（中村公彦君） 今の大貫議員さんが言われましたとおり、事故の程度によって懲戒処分等の基準はございます。

○議長（飯田正憲君） 大貫議員。

○17番（大貫千尋君） 私の知り合いのある企業は、きちんと朝、朝礼をやって、グループごとに代表が、結局、きょうも1日安全を通しながら1日の職務を邁進して、役所でいえば、住民サービスに頑張りますというような訓示というんですか、グループ単位の朝礼をやって、そういうあれをするんですが、当市ではそういうことはあるんですか、ないんですか。

○議長（飯田正憲君） 市長公室長中村公彦君。

○市長公室長（中村公彦君） 交通事故に関しましては、秘書課のほうから、交通事故の守るべき三原則みたいな形を張り出して、各課のほうに張るような形で指示のほうはしているところでございます。

また、事故をやった職員等に関してですけれども、資産経営課の中で、交通ルールを守るような形の講習会ですか、そういったものに参加していただいたりということを実施しているところでございます。

○議長（飯田正憲君） 大貫議員。

○17番（大貫千尋君） 今回で終わりますが、基本的に保険の料率の問題やいろいろな問題がかさんできて、やはり事故が少なければ少ないなりに保険の料率も当然下がるんでしょう。保険で対応できるからといっても、市民の血税から対応しているわけですから、その辺を十二分に考えて慎重に職員の皆さんに行動していただいたらと。それを放置しておく、人身事故までつながりますよ。事故をやる人は、平均、注意散漫なんですね。

今回の鉄ぶたについても、結局、普通はですよ、壊れるか壊れないかわからない状況だったら乗らないです、はっきり言って。それが普通の人間の常識的な判断ですよ。それを、単に、乗ったから、壊れるか壊れないかわからないで乗ってしまったということは、完全なこれは故意犯です、はっきり言えば。わからないことは、だって、壊れるか壊れないかわからないものに乗る人はいないですよ。それを、単にわからなかったから、結果的に壊れてしまったなんて、そういうのはね、はっきり言って、民間では通用しません。

だから、その辺を十二分に意思徹底をしていただいて、大災害というか、大きい人身事故なんかにつながらないように気をつけてくれるように、きちんとしてください。お答えは結構です。よろしく申し上げます。

○議長（飯田正憲君） そのほかございませんか。

内桶議員。

○3番（内桶克之君） 報告第8号の専決処分についてお聞きします。

災害のときの対応として、災害時に市の要件である池地にある木が倒れたということで、

100%やるということの根拠というか、判例的にいうと、なかなか100%は難しいんじゃないかと思うんですが、そこら辺はどうなんですか。

○議長（飯田正憲君） 産業経済部長古谷茂則君。

○産業経済部長（古谷茂則君） 市の所有物ですので、100%市のほうが賠償するという
ことで支払っております。

○議長（飯田正憲君） 内桶議員。

○3番（内桶克之君） こういう形になると、官有地が市の土地にあるので、水路敷とか
そういうところも今後は注意しなきゃいけないということなので、災害になる前に、そう
いうところの注意点ですね、木とかそういうものが、どうしても災害になると、そういう
ところで被害があるということもあるので、しっかりそこら辺も注意しながら、普通の管
理の状況をしっかりやっていただきたいと思います。以上です。

○議長（飯田正憲君） 産業経済部長古谷茂則君。

○産業経済部長（古谷茂則君） そういったところの管理を徹底してまいりたいと思いま
す。

○議長（飯田正憲君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております報告第7号及び第8号については、会議規則第37条第3
項の規定により、委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決したいと思いますが、ご異議
ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認するこ
とに決しました。

諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて

諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて

諮問第6号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて

諮問第7号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて

○議長（飯田正憲君） 日程第6、諮問第4号ないし諮問第7号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについての4件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 諮問第4号から第7号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについては、関連しておりますので、一括して提案理由を申し上げます。

人権擁護委員は、市町村長が議会の意見を聞いて候補者を推薦し、法務大臣が委嘱するもので、本市におきましては、現在13名が人権擁護活動に取り組んでおります。

本諮問は、4名の委員の任期満了に伴い、多川伸子氏、仲村春美氏、菅谷光男氏を再度推薦し、藤枝泰文氏を新たに推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（飯田正憲君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第4号ないし諮問第7号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） 討論を終わります。

これより1件ごとに採決いたします。

初めに、諮問第4号について採決いたします。

本件は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

次に、諮問第5号について採決いたします。

本件は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

次に、諮問第6号について採決いたします。

本件は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

次に、諮問第7号について採決いたします。

本件は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

議案第97号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

○議長（飯田正憲君） 日程第7、議案第97号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第97号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、令和元年人事院勧告及び茨城県人事委員会勧告に準じて、職員の給与の改定等を行うため、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、市長公室長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（飯田正憲君） 市長公室長中村公彦君。

〔市長公室長 中村公彦君登壇〕

○市長公室長（中村公彦君） 議案第97号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、人事院勧告及び茨城県人事委員会勧告において、給料表の改定、期末勤勉手当の引き上げ、住居手当の見直しが勧告されたため、一般職及び特別職の職員の給与改定を行うものでございます。

議案書の新旧対照表でご説明申し上げます。

48ページをごらんください。

笠間市職員の給与に関する条例第20条及び第21条は、成年被後見人等の権利制限に係る措置の適正化等による地方公務員法の一部改正による改正になります。

法改正に伴い、成年被後見人等に係る欠格条項が削除されたため、地方公務員法第16条第1号に該当する者の除外規定を削除するものでございます。

49ページをごらんください。

次に、第21条第2項において、一般職の令和元年12月期の勤勉手当の支給割合を0.05カ月引き上げるものでございます。

次に、第24条におきましても、成年被後見人等の権利制限に係る措置の適正化等による地方公務員法の一部改正による改正になります。

50ページから80ページは、国等と同様に給料表を改定するものでございます。

次に、81ページをごらんください。

第12条の2において、住居手当の支給額を改正するものでございます。手当の支給対象となる家賃額の下限値の月額を1万2,000円から1万6,000円に引き上げ、また支給額の上限を月額2万7,000円から2万8,000円へ引き上げるものでございます。

次に、82ページの第21条第2項におきましても、先ほどご説明いたしました勤勉手当の引き上げを、令和2年度以降につきまして、6月期と12月期に均等に配分するための改正でございます。

次に、第23条は、新たな非常勤職員の身分である会計年度任用職員制度の導入に伴いまして、会計年度任用職員の給与等につきましては、別に条例で定めるとするものでございます。

84ページから85ページの笠間市の特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例につきましても、一般職と同様に、特別職の令和元年12月期の期末手当の支給割合を0.05カ月引き上げ、令和2年度以降の配分を改正するものでございます。

附則第19項は、市長の給与について、当該月額額の100分の10に当たる額を減額するものでございます。

また、86ページから87ページの笠間市の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例につきましても、一般職と同様に、任期付職員の令和元年12月期の勤勉手当の支給割合を0.05カ月引き上げ、令和2年度以降の配分を改正するものでございます。

ページを46ページに戻っていただきたいと思います。

附則でございますが、第1項から第3項において、本案の施行日、適用日を定めてございます。給料表の改定につきましても平成31年4月1日から、勤勉手当等の引き上げにつきましても令和元年12月1日から適用いたします。令和2年度以降の勤勉手当等の配分の改正につきましても、令和2年4月1日から施行いたします。

次に、附則第4項につきましても、改正前の規定により支払われた給与を、改正後の規定により支払われる給与の内払いとみなすものでございます。

附則第5項は、住居手当の制度改正に伴いまして、1年間の経過措置を設けるものでございます。

以上で議案第97号の説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 提案者の説明が終わりました。

議案第98号 北山公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（飯田正憲君） 日程第8、議案第98号 北山公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第98号 北山公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、公園内にあるトイレの解体に伴い、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、産業経済部長から説明をさせますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（飯田正憲君） 産業経済部長古谷茂則君。

〔産業経済部長 古谷茂則君登壇〕

○産業経済部長（古谷茂則君） 議案第98号 北山公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、北山公園の新池西側にある老朽化したくみ取り式トイレの解体に伴い、当該公園のその他付随する施設の設備内容に変更が生じたため、資料3ページにございます第3条の表中、新旧対照表の下段、トイレ3棟をトイレ2棟に改めるものであります。

附則としまして、この条例は公布の日から施行すると定めております。

以上で議案第98号の説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 提案者の説明が終わりました。

議案第99号 笠間市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（飯田正憲君） 日程第9、議案第99号 笠間市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第99号 笠間市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、笠間市水道事業第2次基本計画の策定に伴い、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、上下水道部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（飯田正憲君） 上下水道部長横手 誠君。

〔上下水道部長 横手 誠君登壇〕

○上下水道部長（横手 誠君） 議案第99号 笠間市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、笠間市水道事業第2次基本計画において、将来における給水人口と1日最大給水量の推計値を設定したことから、本条例を計画に沿った数値に改正するものでございます。

内容につきましては、新旧対照表によりご説明申し上げます。

3ページをごらん願います。

第3条第2項の表中、給水人口を7万7,800人から6万6,800人に、1日最大給水量を3万400立方メートルから2万5,600立方メートルに改正するものです。

2ページに戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行するものであります。

以上で議案第99号の説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 提案者の説明が終わりました。

議案第100号 あたご天狗の森スカイロッジの設置、管理及び運営に関する条例を廃止する条例について

○議長（飯田正憲君） 日程第10、議案第100号 あたご天狗の森スカイロッジの設置、管理及び運営に関する条例を廃止する条例について議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第100号 あたご天狗の森スカイロッジの設置、管理及び運営に関する条例を廃止する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、公民連携事業として施設を民間企業に貸し付け、事業運営を行うため廃止するものであります。

内容につきましては、産業経済部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（飯田正憲君） 産業経済部長古谷茂則君。

〔産業経済部長 古谷茂則君登壇〕

○産業経済部長（古谷茂則君） 議案第100号 あたご天狗の森スカイロッジの設置、管理及び運営に関する条例を廃止する条例についてご説明申し上げます。

本施設は、地域住民及び観光レクリエーションの振興を目的に管理、運営しておりました。同施設は、供用開始から25年が経過し、現状は利用者も減少傾向にあります。

また、本市といたしましても、人口減少社会にあつて、限られた財源で公共施設を適正に維持管理することが課題となっております。

このようなことから、今回、公民連携事業として、あたご天狗の森スカイロッジの施設等を民間企業に貸し付け、民間の資金力、ノウハウを活用した柔軟な発想により事業運営を行い、観光振興を図るために廃止するものであります。

附則としまして、この条例は令和2年1月6日に施行し、関連します笠間市公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部をあわせて改正するものであります。

以上で議案第100号の説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 提案者の説明が終わりました。

議案第101号 笠間市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について

○議長（飯田正憲君） 日程第11、議案第101号 笠間市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例ついてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第101号 笠間市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、新たに創設される会計年度任用職員の給与等についての必要な事項を定めるため制定するものであります。

内容につきましては、市長公室長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（飯田正憲君） 市長公室長中村公彦君。

〔市長公室長 中村公彦君登壇〕

○市長公室長（中村公彦君） 議案第101号 笠間市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例についてご説明申し上げます。

本条例につきましては、臨時、非常勤職員の適正な任用、勤務条件の確保を目的といたしました地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布され、令和2年4月から会計年度任用職員制度が創設されることを受けまして、本制度を導入するため、会計年

度任用職員の給与等について必要な事項を定めるものでございます。

2 ページをごらんください。

条例の構成につきましては、第1条で条例の趣旨、第2条で用語の定義、第3条で会計年度任用職員に支給する給与について定めるものでございます。

続きまして、3 ページの第4条から第18条につきましては、フルタイム会計年度任用職員について定めるものでございます。

第4条から第6条までにおきましては、給料表、職務の級及び号給について定めるものでございます。

次の第7条から6 ページの第16条におきましては、給料及び各種手当の支給について、常勤職員の給与条例の規定を準用するものでございます。

第17条及び7 ページの第18条につきましては、勤務1時間当たりの額の算出方法、減額の規定について定めるものでございます。

次に、第19条から第30条までは、パートタイム会計年度任用職員について定めるものでございます。

第19条は報酬額について、8 ページの第20条から11 ページの第26条までにつきましては、時間外手当等の報酬及び期末手当の支給について、続く12 ページの第27条及び第28条では、勤務1時間当たりの報酬額の算出方法、減額の規定について定めるものでございます。

29条及び13 ページの第30条は、通勤及び公務に係る旅行について、費用弁償の支給に関して定めるものでございます。

第31条は、職務の特殊性により、市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与につきましては、別に定めるとするものでございます。

第32条は、必要事項の委任事項でございます。

附則といたしまして、この条例の施行日を令和2年4月1日とするものでございます。

以上で議案第101号の説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 提案者の説明が終わりました。

議案第102号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

○議長（飯田正憲君） 日程第12、議案第102号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第102号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法

律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、新たに創設される会計年度任用職員に関し、関係条例について所要の整備を行うものであります。

内容につきましては、市長公室長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（飯田正憲君） 市長公室長中村公彦君。

〔市長公室長 中村公彦君登壇〕

○市長公室長（中村公彦君） 議案第102号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてご説明申し上げます。

本条例につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴い、新たな非常勤職員となります会計年度任用職員の導入とともに、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化が求められることを受けまして、改正が必要となる笠間市職員定数条例のほか11の関係条例について所要の改正を行うものでございます。

議案書の新旧対照表によりご説明申し上げます。

11ページをお開きください。

改正の内容でございますが、笠間市職員定数条例の一部を改正する条例につきましては、対象とする職員について改めるものでございます。

続きまして、12ページをごらんください。

笠間市職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方公務員法の引用条項について整理を行うものでございます。

続きまして、13ページの笠間市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正におきましては、会計年度任用職員の休職について定めるものでございます。

続く14ページでは、笠間市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正におきまして、会計年度任用職員の減給の基準報酬額について定めるものでございます。

15ページは、笠間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正におきまして、会計年度任用職員の勤務時間等について、任命権者が別に定めるとするものでございます。

続きまして、16ページから19ページまでの笠間市職員の育児休業等に関する条例の一部改正におきましては、会計年度任用職員が育児休業及び部分休業を行う場合の給与等の取り扱いに関する規定について、改正するものでございます。

20ページから24ページまでの笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正、笠間市の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正、笠間市職員の旅費に関する条例の一部改正、笠間市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正、笠間市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正につきましては、いずれも会計年度任用職員に関する規定について所要の改正を行うものでございます。

25ページをごらんください。

25ページから28ページは、笠間市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に

関する条例の一部改正において、特別職非常勤職員の任用要件の厳格化に伴いまして、本条例の対象外となる職員について削除するものでございます。

10ページに戻っていただきまして、附則でございますが、この条例の施行日を令和2年4月1日とするものでございます。

以上で議案第102号の説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 提案者の説明が終わりました。

ここで、この時計で15分まで休憩いたしますので、よろしくお願いいたします。

午前11時02分休憩

午前11時18分再開

○議長（飯田正憲君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第103号 字の区域の変更について

○議長（飯田正憲君） 日程第13、議案第103号 字の区域の変更についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第103号 字の区域の変更についての提案理由を申し上げます。

本案は、茨城中央工業団地笠間地区事業区内の字統合のため、字界の変更を行うものであります。

内容につきましては、総務部長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（飯田正憲君） 総務部長石井克佳君。

〔総務部長 石井克佳君登壇〕

○総務部長（石井克佳君） 議案第103号 字の区域の変更についてご説明申し上げます。

本案は、茨城中央工業団地笠間地区におきまして、事業者である茨城県との調整により事業区域を確定するための分筆等が完了した河川などを対象といたしまして、事業区域の一部について、字統合のため字の区域の変更を行うものでございます。

対象となる土地は20筆でございます。変更となる区域につきましては、次のページにございます変更調書のとおりでございます。

以上で議案第103号 字の区域の変更についての説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 提案者の説明が終わりました。

- 議案第104号 指定管理者の指定について（笠間市地域交流センターいわま）
- 議案第105号 指定管理者の指定について（笠間駅北口自転車駐車場）
- 議案第106号 指定管理者の指定について（笠間駅北口駐車場）
- 議案第107号 指定管理者の指定について（稲田駅前自転車駐車場）
- 議案第108号 指定管理者の指定について（稲田駅前駐車場及び福原駅前駐車場）
- 議案第109号 指定管理者の指定について（笠間市児童館）

○議長（飯田正憲君） 日程第14、議案第104号 指定管理者の指定について（笠間市地域交流センターいわま）ないし議案第109号 指定管理者の指定について（笠間市児童館）の6件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第104号から第109号 指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。

これらの議案は、笠間市地域交流センターいわま、笠間駅北口自動車駐車場、同北口駐車場、稲田駅前自転車駐車場、稲田駅前駐車場及び福原駅前駐車場並びに笠間市児童館におけるそれぞれの指定管理者の指定を行うため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、各担当部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（飯田正憲君） 市民生活部長金木雄治君。

〔市民生活部長 金木雄治君登壇〕

○市民生活部長（金木雄治君） 議案第104号、笠間市地域交流センターいわまの指定管理者の指定についてから、議案第108号、稲田、福原駅前駐車場の指定管理者の指定についてまでをご説明申し上げます。

今回の指定管理者の指定につきましては、地域交流センターにかかわる議案が1件、駅前駐車場、駐輪場にかかわる議案が4件となります。

まず、議案第104号、笠間市地域交流センターいわまの指定管理者の指定についてご説明いたします。

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は、笠間市地域交流センターいわまでございます。

次に、指定管理者となる団体の住所及び名称は、埼玉県さいたま市桜区田島9丁目31番1号、株式会社セイウン、代表取締役黒川晴予でございます。指定の期間につきましては、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間となります。

今回の指定につきましては、施設の指定管理期間満了に伴い、公募により指定管理者の

募集を行ったところ、3団体からの申請がございました。笠間市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例に基づきまして、去る10月15日に選定審議会が開催され、審議の結果、施設の設置目的を理解した事業計画であり、計画の実現性及び類似施設の管理運営実績を踏まえ、現在の自主事業に加え、新たに魅力ある観光拠点としての事業展開を評価し、株式会社セイウンが適当との判断をいただきましたので、指定管理者として指定するものでございます。

続きまして、議案第100号、第106号、第107号及び第108号の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

本議案4件は、いずれも駅前駐車場、駐輪場にかかわる指定管理者の指定についてとなります。指定管理者に管理を行わせようとする公の施設は、議案第105号は笠間駅北口自転車駐車場、議案第106号は笠間駅北口駐車場、議案第107号は稲田駅前自転車駐車場、議案第108号は稲田駅前駐車場及び福原駅前駐車場でございます。

今回の指定管理者の指定につきましては、4議案ともに施設の指定管理満了に伴うもので、笠間市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例に基づきまして、議案第105号及び議案第106号は10月2日に、議案第107号及び議案第108号は10月15日に指定審議会が開催され、審議の結果、それぞれの施設において利用者の利便性の向上に向け、長年の経験を生かした適正な管理運営を行ってきた実績を踏まえ、安定した管理運営が見込まれることから、一般社団法人笠間観光協会とJR O B会が適当との判断をいただきましたので、指定管理者として指定するものでございます。

それでは、議案ごとに指定管理者の指定について、内容をご説明いたします。

議案第105号をごらんください。

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は、笠間駅北口自転車駐車場でございます。

指定管理者となる団体の住所及び名称は、笠間市笠間1538番地2、一般社団法人笠間観光協会、会長本間 敬でございます。指定の期間につきましては、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間となります。

続きまして、議案第106号をごらんください。

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は、笠間駅北口駐車場でございます。

この施設は、さきにご説明いたしました笠間駅北口自転車駐車場と一体的な施設で、指定管理者となる団体の住所及び名称並びに指定の期間は、議案第105号と同様でございます。

続きまして、議案第107号をごらんください。

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は、稲田駅前自転車駐車場でございます。

指定管理者となる団体の住所及び名称は、笠間市鯉淵6655番地73、JROB会、代表者千葉雄二でございます。指定の期間につきましては、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間となります。

続きまして、議案第108号をごらんください。

指定管理者に指定を行わせようとする公の施設の名称は、稲田駅前駐車場及び福原駅前駐車場でございます。

この施設は両駅前に設置しております駐車場で、指定管理者となる団体の住所及び名称並びに指定の期間は、議案第107号と同様でございます。

以上で議案第104号から議案第108号までの説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 保健福祉部長下条かをる君。

〔保健福祉部長 下条かをる君登壇〕

○保健福祉部長（下条かをる君） 議案第109号の指定管理の指定についてご説明を申し上げます。

初めに、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は、笠間市児童館となります。

次に、指定管理となる団体の住所及び名称ですが、東京都調布市調布ヶ丘3丁目6番地3、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社、代表取締役関口昌太朗でございます。指定の期間につきましては、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間となります。

今回の指定は、施設の指定管理期間満了に伴い、公募を行い、募集を行ったところ、3団体からの申請がございました。笠間市公の施設における指定管理者の指定手続に関する条例に基づき、10月2日に選定審議会が開催され、審議の結果、施設の維持管理を初め、新たな事業の展開や利用者のさらなるサービス向上など、施設の設置目的に沿った事業計画書であることや現在の施設運営実績等を踏まえ、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社が適当との判断をいただきましたので、指定管理者として指定をするものでございます。

以上で議案第109号の説明を終わりにいたします。

○議長（飯田正憲君） 提案者の説明が終わりました。

議案第110号 笠間・水戸環境組合の解散について

議案第111号 笠間・水戸環境組合の解散に伴う財産等の処分について

議案第112号 笠間市等公平委員会規約の一部変更に関する協議について

○議長（飯田正憲君） 日程第15、議案第110号 笠間・水戸環境組合の解散について、ないし議案第112号 笠間市等公平委員会規約の一部変更に関する協議についての3件を

一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第110号 笠間・水戸環境組合の解散について、議案第111号 笠間・水戸環境組合の解散に伴う財産等の処分について及び議案第112号 笠間市等公平委員会規約の一部変更に関する協議については、関連しておりますので、一括して提案理由を申し上げます。

本案は、水戸市が笠間・水戸環境組合を脱退することに伴い、地方自治法第290条及び同法第252条の7第3項の規定により、準用する同法第252条の2の2第3項の規定による関係地方公共団体との協議について議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、各担当部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（飯田正憲君） 市民生活部長金木雄治君。

〔市民生活部長 金木雄治君登壇〕

○市民生活部長（金木雄治君） 議案第110号 笠間・水戸環境組合の解散について並びに議案第111号 笠間・水戸環境組合の解散に伴う財産等の処分についてご説明申し上げます。

まず、議案第110号 笠間・水戸環境組合の解散についてのご説明をいたします。

本組合につきましては、昭和45年、旧友部町、旧岩間町及び旧内原町の3町から排出される一般廃棄物等の処理及び処分を目的に、一部事務組合として設立されました。その後、平成18年の旧笠間市、旧友部町、旧岩間町の合併及び水戸市、旧内原町の合併に伴い、当該組合の構成自治体が笠間市と水戸市となりました。このうち、笠間市については旧友部町と旧岩間町の区域、水戸市については旧内原町の区域の廃棄物を共同処理する運営をいたしております。

そのような中、水戸市が市内全域とするごみ処理体制の統一を図る方針のもとに、本組合から脱退したいとの申し入れがあり、その後、新たなごみ処理施設の稼働に伴い、今年度末をもって脱退したいとの報告があり、両市で組合解散に向けた協議を進めてまいりました。

水戸市の脱退に伴い、本施設での廃棄物の処理及び処分については、笠間市の単独運営に移行し、笠間・水戸環境組合を解散しようとするものでございます。

一部事務組合の解散に当たっては、地方自治法第288条の規定により、関係地方公共団体の協議によることとなっており、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、解散の時期は、事務処理手続等の関係から令和2年3月31日とするものであります。

続きまして、議案第111号 笠間・水戸環境組合の解散に伴う財産等の処分についてご説明いたします。

一部事務組合の解散に当たっては、組合の解散に伴い、残余財産処分が必要となることから、その処分方法については、地方自治法第289条の規定により、関係地方公共団体の協議によることとなっております。この協議についても、議案第110号の組合解散と同様に、同法第290条の規定により議会の議決が必要となるものでございます。

1 ページをごらんください。

1 の基金及び歳計現金の処分につきましては、構成市分担金の総合割合とし、笠間市分においては1万分の7,272による額を帰属し、水戸市分においては1万分の2,728による額を帰属するものであります。

次の2は、環境センター、ゆかいふれあいセンター、浸出水処理施設にかかわります土地、建物、構築物、物品の処分となります。詳細につきましては、1 ページ中段下から3 ページをごらんください。

1 ページの(1)は土地に関する詳細を、2 ページの(2)は建物に関する詳細を、同ページ(3)は構築物に関する詳細を、3 ページ(4)は車両、備品に関する詳細を、それぞれ明記いたしております。それらについては、全て笠間市に帰属するものであります。

また、そちらに記した以外のものであって、組合が解散する日において組合で所有する物品においても、全て笠間市に帰属するものであります。

以上で議案第110号並びに議案第111号の説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 市長公室長中村公彦君。

[市長公室長 中村公彦君登壇]

○市長公室長（中村公彦君） 議案第112号 笠間市等公平委員会規約の一部変更に関する協議についてご説明申し上げます。

本案は、笠間・水戸環境組合が解散することに伴い、地方自治法第252条の7第2項の規定により、笠間市等公平委員会規約の一部を変更することに関して必要となる関係地方公共団体との協議に当たり、同法第252条の7第3項の規定により、準用する同法第252条の2の2第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案書の2 ページをごらんください。

笠間市等公平委員会規約の第1条から、笠間・水戸環境組合を削るものでございます。

附則といたしまして、この規約につきましては、令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上で議案第112号の説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 提案者の説明が終わりました。

議案第113号 令和元年度笠間市一般会計補正予算（第4号）

- 議案第 1 1 4 号 令和元年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 1 1 5 号 令和元年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 1 1 6 号 令和元年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 1 1 7 号 令和元年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 1 1 8 号 令和元年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 1 1 9 号 令和元年度笠間市立病院事業会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 1 2 0 号 令和元年度笠間市水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 1 2 1 号 令和元年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第 3 号）

○議長（飯田正憲君） 日程第16、議案第113号 令和元年度笠間市一般会計補正予算（第 4 号）ないし議案第121号 令和元年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第 3 号）までの 9 件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第113号 令和元年度笠間市一般会計補正予算（第 4 号）から議案第121号 令和元年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第 3 号）の提案理由を申し上げます。

これらの議案は、令和元年度の補正予算であり、一般会計のほか、特別会計 5 会計及び企業会計 3 会計について補正するものであります。

内容につきましては、各担当部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（飯田正憲君） 総務部長石井克佳君。

〔総務部長 石井克佳君登壇〕

○総務部長（石井克佳君） 議案第113号 令和元年度笠間市一般会計補正予算（第 4 号）についてご説明を申し上げます。

1 ページをごらんください。

令和元年度笠間市一般会計補正予算（第 4 号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 億 3,871 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 319 億 9,850 万 9,000 円とするものでございます。

7 ページをごらんください。

第 2 表債務負担行為補正でございます。

会議録作成業務委託から、次のページ最下段にございます校務支援システム使用料までの 14 事業につきまして、来年度当初から事業を実施するに当たり、本年度中に契約事務を進める必要があることから、それぞれ債務負担行為を設定するものでございます。

9 ページをごらんください。

第3表地方債補正でございます。

1、追加は、単独災害復旧事業債及び補助災害復旧事業債、それぞれ台風19号により被災した道路等の復旧工事に伴い、起債をするものでございます。

10ページをごらんください。

2、変更でございますが、クラインガルテン改修事業債から最下段の防災行政無線デジタル化事業債まで、事業費の確定などにより補正を行うものでございます。

次に、歳入歳出予算の主なものにつきまして、事項別明細書にてご説明申し上げます。

13ページをごらんください。

まず、歳入につきましてご説明いたします。

第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金6,205万7,000円の増は、補助率が2分の1から3分の2へ引き上げられたことによる保育所等整備交付金5,778万9,000円の増が主なものでございます。

14ページをごらんください。

第15款県支出金、第1項県負担金、2目民生費県負担金5,940万7,000円の増は、幼児教育・保育の無償化に伴う子どものための教育・保育給付費県負担金5,520万円の増が主なものでございます。

15ページをごらんください。

第17款寄附金、第1項寄附金、2目総務費寄附金3,003万円の増は、ふるさとづくり寄附金3,000万円の増が主なものでございます。

18款繰入金、第2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金1億2,024万2,000円の増は、今回の補正の財源調整のため繰り入れをするものでございます。

続きまして、歳出でございます。

まず、今回の補正では、歳出項目全般にわたりまして、人事院勧告などに伴う人件費、また台風15号及び19号に伴う災害復旧費用などを計上してございます。

17ページをごらんください。

第2款総務費、第1項総務管理費、1目一般管理費は、来年1月にドイツ、ラール市におきまして、笠間焼の展示などを含めた陶芸展が開催されるため、9節旅費に50万7,000円など関連する費用を計上してございます。

18ページをごらんください。

5目財産管理費2,683万7,000円の増は、17節公有財産購入費で、稲田中学校の学校用地の一部を買収する費用として630万4,000円、18節備品購入費に、本庁舎改修にあわせまして、利用しやすい新たな窓口を設置するための費用2,037万1,000円を計上してございます。

13目市民活動費1,662万4,000円の増は、ふるさとづくり寄附金の増に伴い、13節委託料で、ふるさとづくり寄附金業務代行委託料1,833万1,000円の増が主なものでございます。

21ページをごらんください。

第3款民生費、第2項児童福祉費、1目児童福祉総務費3,807万3,000円の増は、19節負担金補助及び交付金で、次の22ページになりますが、幼児教育・保育の無償化に伴う預かり保育や病児保育など利用料への補助として、子育てのための施設等利用給付事業補助金1,537万8,000円などが主なものでございます。

24ページをごらんください。

第5款農林水産業費、第1項農業費、3目農業振興費1,137万2,000円の増は、19節負担金補助及び交付金で、農業者団体等への機械整備に対する産地パワーアップ事業費補助金623万4,000円、また台風被害に対する被災農家への支援としまして、農作物等災害助成対策事業補助金118万6,000円や、パイプハウスなどの再建・撤去のため、強い農業・担い手づくり総合支援事業補助金301万9,000円が主なものでございます。

25ページをごらんください。

第6款商工費、第1項商工費、2目商工振興費175万5,000円の増は、益子町と共同で焼き物を中心とした日本遺産認定への機運醸成のため、8節報償費で、シンポジウム開催に伴う事業推進報償費11万5,000円、また台風により被災した中小企業の負担軽減のため、災害対策融資保証料補給負担金100万円や利子補給補助金40万円などを計上するものでございます。

26ページをごらんください。

第7款土木費、第2項道路橋りょう費、2目道路維持費1,650万円の増は、第15節工事請負費で、台風による、のり面や水路等の復旧に伴う維持補修整備工事費でございます。

28ページをごらんください。

第8款消防費、第1項消防費、4目災害対策費では、11節需用費に、毛布やロールマットなど災害に備えた消耗品費723万8,000円、防災行政無線フリーダイヤルを市民の方々に広く知っていただくためのステッカー製作費用としまして、印刷製本費46万2,000円を計上してございます。

29ページをごらんください。

第9款教育費、第2項小学校費、2目教育振興費3,097万3,000円の増は、学習指導要領の改訂による教科書や指導書、教材等の備品購入費でございます。

第3項中学校費、1目学校管理費933万円の増は、指定避難所の環境改善を図るため、岩間中学校体育館内に新たにトイレを設置するため、13節で設計業務委託料141万5,000円、同じく15節で友部中学校体育館のトイレ洋式化の施設整備工事費696万8,000円が主なものでございます。

31ページをごらんください。

第10款災害復旧費、第2項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋りょう災害復旧費7,754万円の増は、台風により被災した道水路を復旧するため、13節で設計業務委託料2,166万円や、15節で災害復旧工事費4,638万円が主なものでございます。

続いて、32ページになります。

2目の河川災害復旧費420万円は、被災した河川の護岸などの復旧工事費でございます。
以上で令和元年度笠間市一般会計補正予算（第4号）の説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 保健福祉部長下条かをる君。

〔保健福祉部長 下条かをる君登壇〕

○保健福祉部長（下条かをる君） 議案第114号 令和元年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

1ページをごらんください。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,066万円を追加し、歳入歳出予算の総額を78億9,205万3,000円とするものでございます。

4ページをお開き願います。

第2表の債務負担行為につきましては、令和2年度の特定健康診査業務委託を準備するに当たり、令和元年度中に契約事務を進める必要があることから、債務負担行為の設定をするもので、期間を令和2年度、限度額を6,320万円と設定するものでございます。

次に、歳入歳出の主なものにつきまして、事項別明細書によりご説明を申し上げます。

初めに、歳入ですが、7ページをお開き願います。

4款県支出金、1項県負担金・補助金、1目保険給付費等交付金2億5,965万円の増額は、一般被保険者の療養給付費の増加に伴い、県からの普通交付金を増額するものでございます。

6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金101万円の増額は、人事院勧告に伴い、一般会計から人件費分の事務費繰入金を増額するものでございます。

次に、歳出につきましてご説明いたします。

8ページをお開き願います。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費2億1,700万円の増額は、一般被保険者の療養給付費の増加によるものでございます。

2項高額療養諸費、1目一般被保険者高額療養費4,300万円の増額は、一般被保険者の高額療養費の増加により補正をするものでございます。

5款2項保健事業費、2目生活習慣病予防対策事業35万円の減額は、糖尿病性腎症重症化予防事業の保健指導対象者の確定に伴い、業務委託料を減額するものでございます。

以上で議案114号の説明を終わります。

続きまして、議案第115号 令和元年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

1ページをごらんください。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ91万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を8億5,020万7,000円とするものでございます。

4 ページをお開き願います。

第2表の債務負担行為につきましては、令和2年度の高齢者健康診査業務委託を準備するに当たり、令和元年度中に契約事務を進める必要があることから、債務負担行為の設定をするもので、期間を令和2年度、限度額を1,500万円と設定するものでございます。

次に、歳入歳出の主なものにつきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。

初めに、歳入ですが、7 ページをお開き願います。

6 款諸収入、4 項雑入、4 目後期高齢者健診委託金84万3,000円の増額は、後期高齢者健診受診者の増加に伴い、広域連合からの健診委託金を増額するものでございます。

次に、8 ページをお開き願います。

歳出につきましては、4 款1 項保健事業費、1 目後期高齢者健康診査費80万1,000円の増額は、健診受診者の増加に伴い、健康診査業務委託料を増額するものでございます。

以上で議案第115号の説明を終わります。

次に、議案第116号 令和元年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

1 ページをごらんください。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ36万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ66億6,336万4,000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書によりご説明を申し上げます。

歳入でございますが、6 ページから8 ページの歳入につきましては、人件費の減額と人事院勧告による勤勉手当の増額補正や、介護及び予防給付に要する法定割合による国の補助金等を収入するもので、歳出補正に伴うものでございますので、内容につきましては歳出で説明させていただきます。

9 ページをお開きください。

歳出の主なものについてご説明いたします。

2 款保険給付費、2 項介護予防サービス等諸費、5 目介護予防福祉用具購入費64万9,000円の増額は、購入利用料の増額が見込まれるため補正をするものでございます。

4 款地域支援事業費、3 項包括的支援事業・任意事業費、1 目総合相談支援事業費9万円の増額につきましては、人事院勧告による人件費の増額でございます。

10ページをお開きください。

4 款地域支援事業費、7 項1 目高額医療合算介護予防サービス相当事業費7万3,000円の増額につきましても、対象者増加が見込められるため補正するものでございます。

6 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目第1号被保険者保険料還付金29万7,000円の増額は、資格喪失による還付件数の増加により補正をするものでございます。

11ページをお開きください。

6 款諸支出金、5 項災害臨時特例補助費、1 目災害臨時特例補助事業費14万7,000円の

増額は、東日本大震災により被災した被保険者のうち、原発事故に伴う警戒区域内に住所を有する者が介護サービスを利用した際の経済的負担を軽減するもので、本年度の利用見込み額を補正するものでございます。

以上で議案第116号の説明を終わります。

次に、議案第117号 令和元年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

1 ページをごらんください。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ13万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,272万円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

初めに、歳入でございますが、6 ページをお開き願います。

2 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金13万円の増額は、人事院勧告に伴う人件費の繰り入れでございます。

7 ページをお開きください。

次に、歳出でございますが、1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費13万円は、人事院勧告に伴う一般職共済組合負担金の増額分として補正するものでございます。

以上で議案第117号の説明を終わりにいたします。

○議長（飯田正憲君） 議題がもう少しで終わりますので、続けていたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） 上下水道部長横手 誠君。

〔上下水道部長 横手 誠君登壇〕

○上下水道部長（横手 誠君） 議案第118号 令和元年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

1 ページをごらんください。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,689万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額それぞれ8億9,465万6,000円とするものでございます。

4 ページをごらんください。

第2表地方債補正でございますが、農業集落排水事業債は、事業費の変更や国庫補助金の内示に伴い補正をするものでございます。

次に、歳入歳出予算の主なものにつきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。

7 ページをごらんいただきたいと思います。

まず、歳入につきましてご説明申し上げます。

第1款分担金及び負担金、第1項分担金、1目農業集落排水事業費分担金301万4,000円の増は、事業費の変更に伴う友部北部地区分担金の増額でございます。

第3款国庫支出金、第1項国庫補助金、1目農業集落排水事業国庫補助金2,157万6,000円の増は、施設整備に対する補助金の内示により、汚水処理施設整備交付金を増額するものでございます。

第5款繰入金、第1項1目一般会計繰入金610万7,000円の増は、歳出の増額に伴うものでございます。

続きまして、歳出でございます。

8ページをごらんください。

第1款農業集落排水事業費、第1項1目農業集落排水施設管理費711万5,000円の増は、13節委託料709万5,000円で、包括管理委託料の増額が主なものでございます。

第2項1目農業集落排水施設建設費5,978万2,000円の増は、13節委託料394万2,000円及び15節工事請負費5,644万円で、友部北部地区整備の進捗を図るため事業費を増額するものでございます。

以上で議案第118号の説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 市立病院事務局長後藤弘樹君。

〔市立病院事務局長 後藤弘樹君登壇〕

○市立病院事務局長（後藤弘樹君） 議案第119号 令和元年度笠間市立病院事業会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

1ページをごらんください。

第2条、収益的収入及び支出の予定額の補正でございます。

収入の第1款病院事業収益におきまして3,362万9,000円を追加し、収入予定額の総額を9億9,838万5,000円にし、支出の第1款病院事業費用に1,286万5,000円を追加し、支出の予定額の総額を11億6,766万7,000円とするものでございます。

収入、支出の主なものにつきまして、補正予算に関する明細書にてご説明申し上げます。

8ページをごらんいただきたいと思っております。

収益的収入及び支出でございます。

初めに、収入で、第1款1項1目入院収益3,321万5,000円の増は、30床のうち18床を、本年1月より地域包括ケア病床に転換したことから、1日当たりの診療費が1人平均5,000円増加したことによる増でございます。

9ページをごらんください。

支出でございます。

第1款1項2目材料費、1節薬品費601万7,000円の増及び3節給食材料費128万4,000円の増は、入院患者数の増により薬品費及び給食材料費を補正するものでございます。

3目経費212万4,000円の増のうち、16節雑費79万2,000円の増は、水銀血圧計及び水銀体温計を、県医師会に回収処分を依頼する手数料でございます。

以上で議案119号の説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 上下水道部長横手 誠君。

〔上下水道部長 横手 誠君登壇〕

○上下水道部長（横手 誠君） 議案第120号及び議案第121号についてご説明申し上げます。

初めに、議案第120号 令和元年度笠間市水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

1 ページをごらんください。

第2条は、収益的支出の予定額を補正するもので、第1款水道事業費用、第1項営業費用を88万7,000円増額し、16億4,060万5,000円とし、水道事業費用計を17億1,725万8,000円に補正するものでございます。

第3条は、資本的支出の予定額を補正するもので、予算第4条本文括弧書きを、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する4億2,705万6,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,855万4,000円、過年度分損益勘定留保資金4億850万2,000円で補填するものとする、に改めるものでございます。

第1款資本的支出、第1項建設改良費を148万5,000円増額し、2億4,872万5000円とし、資本的支出計を5億2,095万2,000円に補正するものでございます。

第4条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正でございます。

8 ページをごらんください。

内容につきまして、補正予算明細書によりご説明申し上げます。

初めに、収益的支出でございます。

第1款水道事業費用、第1項営業費用88万7,000円の増は、1目原水及び浄水費で、宍戸浄水場更新に伴う候補地の不動産鑑定業務委託料46万5,000円が主なものでございます。

9 ページをごらんください。

資本的支出でございます。

第1款資本的支出、第1項建設改良費、2目施設改良費148万5,000円の増は、令和2年度早期に工事を発注する箇所の設計を行う委託料でございます。

以上で議案第120号の説明を終わります。

続きまして、議案第121号 令和元年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第3号）の説明を申し上げます。

1 ページをごらんください。

第2条は、業務の予定量を補正するもので、（4）主要な建設改良事業における処理場建設事業を1,200万円増額し、5億8,334万4,000円とするものでございます。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を補正するもので、収入の第1款下水道事業収益、第1項営業収益を1,249万1,000円増額し、6億4,921万7,000円とし、水道事業収益計を18億6,723万3,000円にするものでございます。

支出の第1款下水道事業費用、第1項営業費用を1,249万1,000円増額し、16億898万4,000円とし、下水道事業費用計を18億6,723万3,000円とするものでございます。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を補正するもので、収入の第1款資本的収入、第1項企業債を1,200万円増額し、9億9,090万円とし、資本的収入計を16億3,318万4,000円とするものでございます。

2ページをごらんください。

支出の第1款資本的支出、第1項建設改良費を1,200万円増額し、9億9,763万4,000円とし、資本的支出計を22億1,044万5,000円とするものでございます。

第5条は、企業債の限度額を1,200万円増額し、5億9,090万円に補正するものでございます。

第6条は、議会の議決を経なければ流用することできない経費の補正でございます。

第7条の債務負担行為につきましては、令和2年度の汚泥運搬業務委託を準備するに当たり、今年度中に契約事務を進める必要があることから、債務負担行為の追加をするもので、期間を令和2年度、限度額を1,530万円と設定するものでございます。

9ページをごらんください。

内容につきまして、補正予算明細書によりご説明申し上げます。

初めに、収益的収入及び支出の補正でございます。

収入の第1款下水道事業収益、第1項営業収益、1目下水道使用料1,249万1,000円の増は、管路整備に伴う新規接続などによるものでございます。

次に、支出の第1款下水道事業費用、第1項営業費用、1目汚水管路費330万円の増は、マンホールポンプ修繕工事でございます。

3目処理場費919万1,000円の増は、浄化センターともべの処理施設修繕工事が主なものでございます。

10ページをごらんください。

資本的収入及び支出の補正でございます。

収入の第1款下水道事業資本的収入、第1項企業債、1目公共下水道事業債1,200万円の増は、処理施設更新に伴うものでございます。

次に、支出の第1款下水道事業資本的支出、第1項建設改良費、3目処理場建設費1,200万円の増は、浄化センターともべの処理施設更新工事でございます。

先ほど申しあげました資本的支出148万5,000円の増、総額5億2,095万2,000円と訂正いたします。よろしく願いいたします。

以上で議案第121号の説明を終わります。

〔発言する者あり〕

○上下水道部長（横手 誠君） 失礼しました。先ほどの議案第120号、水道事業会計補正予算の資本的支出の総額につきまして訂正いたします。よろしく願いします。

○議長（飯田正憲君） 提案者の説明が終わりました。

散会の宣告

○議長（飯田正憲君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、次の本会議は12月4日水曜日、午前10時からとなっております。

大変お疲れさまでございますが、全員協議会は午後1時からお願いいたします。

午後零時12分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 飯 田 正 憲

署 名 議 員 小松崎 均

署 名 議 員 畑 岡 洋 二